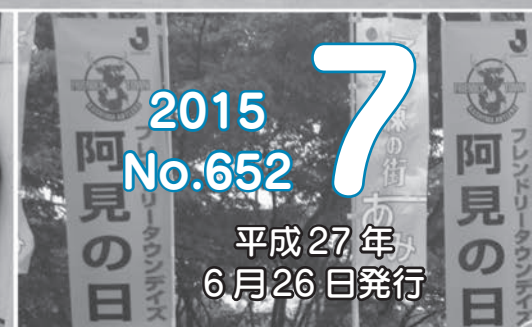


広報

160th
anniversary
町村合併60周年

あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



主な内容

まい・あみ・まつり 2015 実行委員会からのお知らせ・・・	2
紹介します!平成 27 年度の統計調査員さん・・・	4
平成 27 年度町職員採用試験案内・・・	7
町国際交流協会 17 年目の歩み……………	12
ようこそ ふれあい地区館へ……………	22

フレンドリータウンデイズ 2015

『阿見の日』が 5 月 16 日(土)に開催

鹿島アントラーズ対サンフレッチェ広島(県立カシマサッカースタジアム)の試合日に合わせて、町の特産品販売や霞ヶ浦高等学校チアダンス部による演技、実穀源太同好会と福田和太鼓会の伝統芸能が披露され、会場は大盛況となりました。

まい・あみ・まつり 2015 実行委員会からのお知らせ

実行委員会事務局 ☎888-1111 (173)

■ ■ ■ ■ ステージでの催し ■ ■ ■ ■

8 月 1 日 (土)

ジュニアフェス 子どもたちが、歌や踊りなど多彩な芸を披露します。個性あふれる子どもたちの演技をお楽しみください。

マジックショー 世界各地で活躍の若手マジシャン『ユウリ』によるマジックショーです。華やかなステージをお楽しみください！

常陸陣太鼓 陸上自衛隊武器学校の有志が結成した『常陸陣太鼓』。迫力ある太鼓の音と鮮やかなバチさばきをお楽しみください！

アミューズフェス 町内の達人たちがとっておきの芸を披露します。さまざまな芸を存分にお楽しみください。

8 月 2 日 (日)

まい・あみ・アンバサダーオーディション 2015 18歳以上の阿見町大好き人間が集まります。今年は3人をアンバサダー(大使)に選出します。

JA 協賛 地域振興ショー 従来のキャンペーンガールの枠を超えた、JA 初のアーティスト『nozomi ガール NEed』。軽快なボーカル&ダンスユニットをお楽しみください。

まい・あみ・歌バトル 今回から新たに行うことになりました。老若男女が参加する『のど自慢』です。参加者の歌声に酔いしれてください！

芸能ショー 大変だ！あの有名人が『まい・あみ・まつり』に総登場？ 皆さん、どうぞ期待！！

■ ■ ■ ■ ステージ部会からのお知らせ ■ ■ ■ ■

ステージ式典部会のボランティア募集

▼日時:7月31日(金)～8月3日(月) ※時間は応相談、一部でも可

▼内容:ステージの準備・進行の手伝い・片づけなど

▼申込方法:7月17日(金)までに、電話または直接上記に申し込む

■ ■ ■ ■ ストリートでの催し ■ ■ ■ ■

8 月 1 日 (土)

亀城太鼓 まつりの始まりの合図！大人神輿を盛り上げる迫力の太鼓がストリートに響きます。素晴らしい演奏をお楽しみください。演奏の合間にはアミゴン Jr『ピース&さくら』も登場し、ちびっこたちも楽しめます。

大人神輿巡行・子どもみこし はんてん姿の老若男女が町内自慢の神輿を担ぎ上げ、山車を引き、威勢のよい掛け声を響かせます。

8 月 2 日 (日)

わいわいパレード 子どもたちとアミゴンによる可愛らしいパレード。アミゴン Jr『ピース&さくら』も登場します。一緒に行進してくれた子どもたちには、すてきなプレゼント♪

今年は大道芸『あしながおじさん』が、風船でいろいろなものを作りながら、子どもたちとパレードします。

よさこいソーラン 町内各団体の踊り子が鮮やかで息のあった舞を披露します。ご期待ください！

盆踊り 町内の団体・企業からなる踊り手が練習の成果を披露します。曲はおなじみの『阿見音頭』と『新阿見音頭』の2曲構成です。

※各催しの時間や内容などの詳細は、後日配布されるプログラムにてご確認ください



■ ■ ■ ■ クリーン 3 か条にご協力を！ ■ ■ ■ ■

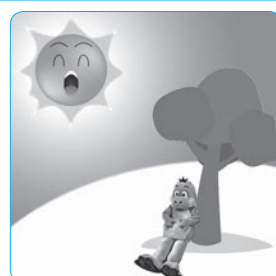
まい・あみ・まつりクリーン 3 か条にご協力をお願いします。

1. ごみの持ち帰りに協力します
2. ごみを指定の場所以外には捨てません
3. ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

■ 熱中症にご注意を！ ～熱中症は適切な対策をすれば予防できます～

熱中症の予防法

- ① **体調を整える！** 特に睡眠不足や風邪ぎみなど、体調の悪い時は炎天下での長時間の活動は控え、無理をしないで早めに休憩をしましょう。
- ② **こまめに水分・塩分補給する！** 夏場は汗と一緒に塩分も失われます。体温調整が十分でない、子ども・高齢者・障害者の人は、ご注意ください。
- ③ **服装に注意する！** 通気性の良い服を着て、外出時にはきちんと帽子をかぶりましょう。



▲こまめに水分補給を！

夏の交通事故防止

交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

これからの時期は、夏特有の解放感などから無謀運転（飲酒運転・スピード超過等）により重大交通事故を引き起こす危険性が高くなります。また学校が夏休み期間に入り、屋外での活動や家族旅行等レジャーの機会が増え、児童生徒の交通事故が懸念されます。

7月20日～8月20日まで『夏の交通事故防止県民運動』期間となっています。一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上、交通事故防止の徹底を図り、安全・安心なまちづくりを実現しましょう。

飲酒運転根絶 ～ゼツタイ しない させない 許さない～

平成26年中の県内飲酒運転による死者数は13人（前年比7人増）で、全国ワースト3位となっています。また、平成26年中の町内飲酒運転物件交通事故数は22件で、県内ワースト9位となっており、人口10万人・自動車1万台当りに換算しますと県内ワースト第1位となっています。

暑くなり、祭礼行事など飲酒の機会が多くなります。飲酒運転は非常に悪質な故意犯です。お酒を飲んだら運転を絶対にしない・させない・許さないことを徹底しましょう。



自転車運転注意 ～子どもでも 自転車のつたら 社会人～

平成27年6月1日から、自転車運転中に『信号無視』等一定の危険行為を繰り返すと自転車運転講習受講命令がされ、命令に違反した場合は5万円以下の罰金が科せられることとなりました。自転車も『車両』であり、自転車の安全運転・交通ルールの厳守は、非常に重要なことと注目されています。

夏休み中は、小中学生の自転車事故多発が予想されます。例年、出会い頭の衝突や安全不確認によるものが多く発生しています。『**見通しの悪い場所では必ず止まり、左右の安全を確認する**』『**歩行者優先、歩行者に道を譲る**』『**二人乗り・イヤホンなどの違反行為はしない**』等、自転車の安全運転を徹底しましょう。

また、ブレーキ不良、ライト不点灯など自転車の整備・点検が不十分な場合も危険行為につながります。日頃から自転車の点検整備・反射材用品の活用等、自転車の安全対策に努めましょう。



子どもと高齢者の交通事故防止 ～横断は いくつになっても 右左～

平成26年中の県内小中学生の交通事故死者数は5人で、前年比5人増となっています。

7月・8月は小中学生の交通事故が多くなると予想されます。

事故の形態は発達段階によって異なり、乳幼児では『自動車同乗中』、幼児から小学校低学年では『歩行中』および『自転車乗用中』、小学生高学年から中学生では『自転車乗用中』の事故の割合が高くなります。

また、交通事故による死者数については、依然として高齢者の割合が高くなっており、歩行中の死傷者数の割合についても高齢者が高い状況になっています。運転手は歩行者に十分配慮し、歩行者は横断時に必ず右左の安全確認をしましょう。



紹介します！ 平成 27 年度の

統計調査員さん



阿見台
山岸 義紘



中郷西
岩月 邦雄

阿見中 地区 23 行政区



平成 27 年度実施予定の主な調査

- ▼国勢調査 (10 月)
- ▼労働力調査 (6 月～平成 28 年 2 月)
- ▼毎月勤労統計調査 (8 月)

行政区・氏名 (敬称略)



中央西
清水 良祐



中央東
大谷 隆義



西方
湯原 弘



宿
湯原 静夫



北
湯原 正人



西郷
糸賀 久



一区南
小平 義一



三区下
八月朔日 英雄



三区上
笠原 稔



鈴木
篠山 義夫



中央北
糸賀 忠



中央南
高橋 新一



中吉原
宮本 喜一



上吉原
飯塚 昭



大砂
山田 昭一



富士団地
小松 俊夫



上郷
飯田 尚史



一区北
金子 カヲル



二区北
佐藤 勝彦



住吉
石井 洋二

朝日中 地区 15 行政区



福田
吉田 勉



新山
高島 和廣



下吉原
青山 茂夫



シンワ
鈴木 進



本郷
鈴木 忠



下本郷
下村 茂



上本郷
平川 千昌



一区
岩井 一由



二区南
佐々木 茂文

●各種統計調査へのご協力をお願いします

 上長 伊坂 浩	 下小池 下村 文男	 上小池 大澤 清	 寺子 加藤 誠	 実穀 中島 佳男	 中根 湯原 一茂	
 青宿 小倉 修	 立ノ越 川村 誠	 中郷東 山根 峯治	 岡崎 野口 正義	竹来中 地区 28 行政区 ←		 筑見 小菅 利男
 曙東 尾崎 勝男	 白鷺団地 石井 一夫	 大室 吉田 栄一	 霞台 森下 茂生	 廻戸 前島 静雄	 新町 吉田 俊一	
 塙 栗山 昭能	 石川 糸賀 秀一	 大形 渡邊 雄二	 君島 戸之岡 佑一	 레이크サイドタウン 青山 秀雄	 曙南 糸賀 士	
 下島津 長塚 卓	 上島津 櫻井 博	 飯倉二区 松本 昭治	 飯倉 石引 和夫	 上条 細田 繁	 追原 小松澤 唯一	
 南平台三丁目 伊藤 正一	 南平台二丁目 小林 幹郎	 南平台一丁目 高橋 一嘉	 竹来 吉田 一男	 掛馬 長沼 正男	 南島津 大久保 卓幸	

町の財政状況を公表します

平成 26 年度

財政事情

(平成 27 年 3 月末現在)

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 26 年度(平成 27 年 3 月 31 日現在)の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

なお、一般会計および特別会計の収支状況は、平成 27 年 3 月 31 日までに発生した債権や債務を整理するための出納整理期間(平成 27 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 か月間)における収入支出は含まれませんので、決算額(最終確定額)とは一致しません。

企画財政課財政係 ☎888-1111 (223・224)

■一般会計

(単位:千円・%)

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額	収入済額	収入割合	区 分	予算現額	支出済額	支出割合
町 税	7,319,512	7,126,444	98.6	議会費	150,647	146,634	97.3
地方譲与税	169,800	173,060	101.9	総務費	2,368,937	1,757,959	74.2
地方消費税交付金	528,000	520,929	98.7	民生費	4,723,206	3,274,829	69.3
地方特例交付金	31,673	31,673	100.0	衛生費	1,129,091	960,248	85.0
地方交付税	822,510	814,106	99.0	農林水産業費	400,106	255,195	63.8
分担金及び負担金	221,457	222,370	100.4	商工費	354,729	232,868	65.6
使用料及び手数料	256,402	233,079	90.9	土木費	2,229,476	896,536	40.2
国庫支出金	2,030,935	1,382,040	68.0	消防費	778,654	658,566	84.6
県支出金	1,012,787	370,941	36.6	教育費	1,979,227	1,649,348	83.3
繰入金	121,811	121,651	99.9	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	830,645	830,646	100.0	公債費	1,292,209	1,292,209	100.0
諸収入	411,610	383,076	93.1	諸支出金	328,032	327,752	99.9
町 債	1,810,400	692,600	38.3	予備費	12,475	0	0.0
その他	179,248	188,932	105.4				
合 計	15,746,790	13,181,547	87.3	合 計	15,746,790	11,452,144	72.7

■特別会計

(単位:千円・%)

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	5,302,650	4,850,593	91.5	4,792,571	90.4
公共下水道事業	3,243,380	1,421,161	43.8	1,422,498	43.9
土地区画整理事業	86,297	95,828	111.0	76,516	88.7
農業集落排水事業	166,411	56,804	34.1	131,071	78.8
介護保険	2,725,334	2,243,172	82.3	2,471,223	90.7
後期高齢者医療	717,536	362,831	50.6	698,316	97.3
合 計	12,241,608	9,030,389		9,592,195	

※予算現額(一般会計および特別会計):当初予算額に 4 月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額
※会計それぞれの性質および事業の内容により、その執行状況が異なります

■公営企業会計(水道事業)

(単位:千円・%)

区 分	予算現額	執行済額	執行割合
収益的 収入	1,170,004	1,172,203	100.2
収益的 支出	1,108,427	991,306	89.4
区 分	予算現額	執行済額	執行割合
資本的 収入	171,754	167,456	97.5
資本的 支出	639,003	607,951	95.1

※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます
※資本的:施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます
※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします
※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

(単位:千円)

区 分	年度末現在高
一般会計	12,901,488
特別会計	8,109,297
公共下水道事業	6,950,715
土地区画整理事業	0
農業集落排水事業	1,158,582
公営企業会計(水道事業)	1,121,557
合 計	22,132,342

●一時借入金

なし

※出納整理期間(平成 27 年 4 月・5 月)における借入額を含みます

■基金の現在高

(単位:千円)

区 分	年度末現在高
財政調整基金	3,720,100
減債基金	373,100
その他の基金	2,149,193
国民健康保険支払準備基金	280,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	107,135
介護給付費準備基金	1
土地開発基金(現金)	3,600
合 計	6,903,230

平成27年度(平成28年
4月1日付採用予定)
町職員採用
試験案内

試験区分・採用予定人数
下表①のとおり。

受験資格

健康状態が正常で、募集区分ごとに次の要件を満たすこと(町外居住者も受験できます)。

一般事務職

▼学歴 高等学校卒業以上の学歴を有する人、または平成28年3月卒業見込の人
▼年齢 昭和50年4月2日以降に生まれた人

※阿見町では、行政課題の複雑化・多様化・専門化の進展に適切かつ迅速に対応するため、新規卒業者を募集するとともに、民間企業等の職務経験で培われたコスト意識・経営感覚・高い専門性・柔軟な発想力などを有する人材を求めます(特に必要としている職務経験の事例:土木設計・施工管理など)

一級建築士

▼学歴 一級建築士の資格を有する人で、民間企業等において、一級建築士(正社員等)として建築関係の設計、施工

管理等の職務経験を5年以上有し、これを証明できる人(経歴年数計算の基準日は平成27年6月30日現在)
▼年齢 昭和50年4月2日以降に生まれた人

欠格事項

次のいずれかに該当する人は受験できません。

▼日本国籍を有しない人

▼成年被後見人または被保佐人

▼禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

▼本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人

▼日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、またはこれに加入した人

試験の方法

試験は、1次試験・2次試験および身上調査とし、2次試験は1次試験の合格者に対してのみ行います。身上調査は、受験資格の有無および申込書記載事項の真否について調査します。

試験の内容・期日・場所等は下表②③④のとおり。

給与

給与は、町職員の給与に関する条例・規則に基づき支給される。

ます。例えば、学校卒業直後に採用された場合は下表⑤のとおり。

受験手続・受付期間
申込用紙の請求

▼申込用紙は総務課に直接または郵送で請求してください

▼郵送で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒(角型2号)および最終学歴(見込含む)・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号を明記した書類を必ず同封してください

▼総務課の窓口で直接請求する場合、最終学歴(見込含む)・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号を受付簿に記入していただきます

▼申込用紙は、一人一枚のみの交付とさせていただきます

▼申込期間
7月1日(水)～31日(金)
※土・日・祝日を除く

▼郵送は、7月31日(金)までに必着

▼申込方法
総務課に申込書を1部提出。受験料不要。受験申込者には受験票を交付します。

④試験日・試験場および合格者の発表

区 分	1次試験	2次試験
期 日	9月20日(日)	10月下旬ごろ
試験場	茨城大学(水戸市文京2丁目1番1号)	1次試験合格者に通知します
合格者の発表	10月上旬ごろ、本人に通知します	12月中旬に、本人に通知します

⑤新卒者給料

初任給(平成27年4月現在)		
高校卒	短大卒	大学卒
142,100円	154,800円	174,200円

▼学校卒業後一定の経歴年数がある人は、上記金額に一定額が加算されます

▼給料のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末・勤勉手当が支給されます

※ 1次試験の合否判定は筆記試験のみで判定し、作文は2次試験の合否判定資料とします

①試験区分・採用予定人数

試験区分	採用予定人数	職務内容
一般事務職	6人程度	一般事務
一級建築士	1人程度	建築関係(設計・施工管理等)

②1次試験

試験方法		択一式および作文の筆記試験。作文は主に文章表現力等についての試験(※)
試験区分・科目	A(大学卒)	公務員として必要な大学で履修した程度の一般的知識・知能。社会科学・人文科学・自然科学・判断推理・文章理解(英語を含む)・数的処理・資料解釈
	B(短大・高校卒など)	公務員として必要な高等学校で履修した程度の一般的知識・知能。国語・社会・理科・数学・判断推理・文章理解(英語を含む)・数的処理・資料解釈

③2次試験

口述試験	個別面接による主に人物についての試験
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかの検査

問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号 総務課職員係 ☎888-1111 (211・212)

町村合併 60 周年記念特別寄稿



町村合併 60 周年を迎えて

追原 坪田 匡弘



私は現在 60 歳です。阿見町で生まれて 60 年間のほとんどを阿見町で暮らしてきましたので、町村合併して 60 年を迎える阿見町と同じ時期を歩んできました。

私が育った君原地区は農家が多く、私の家も農業をしていて貧しい生活だったと記憶しています。農繁期には両親が暗くなるまで働くのを見て育ちました。

小学校に入る頃になると、遅ればせながら我が家もテレビを購入しましたので、その影響から何かと欲しいものの、手に入れたいものが多くなりよく親にねだりました。両親の私に対する教養は、「クラスの半分以上が持つようになったら買ってあげるから、それまで我慢しなさい。」でした。買ってもらえるまで、待ち遠しかったことを覚えています。昭和 30 年代の阿見町では、このような家庭が多かったと思います。

町村合併後の阿見町は、土地地区画整理事業などの住宅開発や 3 つの工業団地の造成、また都市計画道路や上下水道などの

インフラ整備を積極的に進めました。人口が増えるとともに、

阿見第一・第二小学校、朝日・竹来中学校が新たに開校し、また県立医療大学と付属病院も開設しました。総合保健福祉会館、

東京医大茨城医療センターと連携して医療福祉施策が充実しています。スーパーなど商業施設が増え、さらにプレミアムアウトレットも立地しました。

阿見町は利便性が高い上に、霞ヶ浦や平地林など、水と緑が豊富な暮らしやすい町になりました。

現在は豊かな社会になりましたが、全国では少子高齢化よって限界集落と言われる地域社会が成り立たない問題が起こっていますし、最近では「地方消滅」というショッキングな内容の本が話題になりました。

阿見町はどうでしょうか。荒川沖駅に近い新市街地では住宅が増えています、一方で過疎化と高齢化が進んでいる地区があり、町内でも格差が広がっています。こうした課題に対して、そこに住む人たちが危機感

を共有してまちづくりを行うことが重要ですが、現実には個人の生活が優先されて、人と人のつながりが希薄化しているように感じます。町内でもアパートなどが増えて地域と交流しない住民も多くなっていると感じます。

平成 23 年に東日本大震災があり、その頃から「絆」という言葉がよく使われ、改めて地域コミュニティの大切さが再認識されたと思います。

私が住む君原地区には昔ながらの近所づきあいが残っています。班（組合という）では、毎月各家持ち回りで全世帯が参加する「寄合」を行っていて、

区からの連絡事項を伝える場であり、協議が必要な時には全員で話し合います。（酒が入って議論が過熱するときもあります）

しかし、私の周辺でも寄合を維持しているところが少なくなり、我が家を考えても、子供が家を離れているので、将来は心細いばかりです。寄合は貴重な価値あるコミュニティですが、存続することが大変困難な時期に来ているのです。

阿見町第 6 次総合計画では、「人がつながるまちづくり」を基本目標として、ボランティア、NPO など多様な主体が参画する協働のまちづくりを進めている。

また、地域福祉計画を作成して、地域で支えあう仕組みづくりの構築を推進しています。

筑見地区自治会は、地区の高齢化が進んだことに危機感を持ち、全国的にも先駆けて「筑見福祉計画」を策定し、買い物物の足を確保する「つくみ乗り合い」事業、交遊サロン「筑見ふれあい館」事業などにより、支えあい・助け合いのあるまち、みんなであれあいの場のあるまちづくりを進めています。筑見地区まちづくりモデルは、「地域づくり総務大臣賞」を受賞しました。

町では定住促進のため、子育て支援などの施策を重点的に実施していますが、地域を守る活動に対する支援にも力を入れてほしいと思います。

坪田 匡弘さん



昭和 54 年～平成 27 年まで、阿見町職員として勤務。

阿見町第 5 次総合計画、第 6 次総合計画の策定や町民活動センター設立などの業務に従事した。

昭和時代の町の写真を募集しています

町の移り変わりがわかる写真として昭和時代の写真を町民の皆さまから募集します（合併 60 周年記念式典などに使用することがあります）。

▼応募期間 9 月 30 日（水）まで

▼応募条件 ①いつ頃に撮影されたかがわかる ②撮影場所が特定できる

▼応募方法 写真を直接左記に持参する

▼その他 ①写真はデータ化した後、原則その場でご返却します ②写真を部分的に使用する場合があります ③写真データに関する著作権やその他一切の権利は、町に移転することに同意していただきます

▼問合せ 秘書課 ☎ 888-11111（281）



▲昭和 46 年の阿見小学校周辺

各種予防接種 はお済みですか？



（健康づくり課保健予防係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940）

麻しん風しん混合

麻しん風しん混合予防接種は、第1期（1歳～2歳未満）と第2期（年長児）の2回接種が必要です。まだ接種がお済みでない人は、早めに接種を受けてください。

▼接種対象期間

第1期：1歳～2歳未満の1年間

第2期：平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれのお子さんで就学前の1年間（平成27年4月1日～平成27年3月31日）

水痘（みずぼうそう）

平成26年10月1日から水痘（みずぼうそう）予防接種が、定期予防接種になりました。接種対象年齢は1～3歳未満の人で、接種回数は初回と追加の合計2回の接種となります。なお、接種前に水痘（みずぼうそう）にかかったことがある人は接種の必要はありません。

▼接種対象年齢：1～3歳未満

▼接種回数：初回（1回目）と追加（2回目）の2回 ※定期予防接種となる前に、任意で接種した分については接種回数に含まれ、2回を超えての接種はできません

▼接種間隔：初回（1回目）接種後、3か月以上の間隔をおいて（標準的には6か月～12か月後に）追加（2回目）を接種する ※3歳未満までに追加（2回目）を接種できない場合は、初回（1回目）のみで定期接種は終了となります

日本脳炎

日本脳炎予防接種は日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例をきっかけに、平成17年度から平成21年度まで日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした。その後、新しいワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。

日本脳炎の予防接種は1期（3歳以上7歳半未満）を3回、および2期（9歳以上13歳未満）を1回の合計4回の接種で接種完了となります。

平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、日本脳炎の予防接種1期2期の接種が完了していない人は20歳未満までの間、接種を受けることができます。母子健康手帳で接種歴を確認し、不足している場合は接種を受けてください。なお、不足分の接種スケジュールについては、医師とご相談ください。

2種混合（ジフテリア・破傷風）

2種混合予防接種は幼少期に接種した3種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）でついた基礎免疫を強くするために、11歳以上13歳未満のお子さんに行う予防接種です。小学校6年生の保護者には4月に予診票と案内を送付しましたのでご確認ください。

予防接種の受け方

茨城県内の予防接種協力医療機関に事前に予約をし、「予防接種予診票」「母子健康手帳」「保険証」を持参して、接種してください。予診票を使用することで、費用は無料となります。接種対象の人で、お手元に予診票がない場合は発行いたしますので、保護者が母子健康手帳と印鑑を持参のうえ、健康づくり課窓口にお越しください。
※転出間際の予防接種を予定されている人は、健康づくり課までお問い合わせください

なくそう

高齢者への虐待

高齢者の虐待を地域で防ごう

社会福祉課高齢福祉係 ☎ 888-1111 (162)

高 齢者が住み慣れた環境の中で、意思が尊重され、尊厳を持って生活することとはとても大切なことです。

しかし、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスが原因による高齢者への虐待が社会問題になっています。高齢者虐待のことを知り、見守り、気づくことで、虐待の起こらない地域づくりをお願いします。

虐待とは何か？

何が虐待かは、人によって考え方がまちまちかもしれません。しかし、皆さんに虐待を発見していただくためには、次の5つを「虐待」と捉えることが重要になります。

① 身体的虐待

暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。

▼ 具体的な例：▽ 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる
▼ 意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体を拘束・抑

制する——など

② 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

▼ 具体的な例：▽ 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮ふが汚れている
▼ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
▼ 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
▼ 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない
▼ 同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置する——など

③ 心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること。

▼ 具体的な例：▽ 排せつの失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
▽ どのしる、悪口を言う
▽ 侮辱を込めて子どものように扱う
▼ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する——など

④ 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

▼ 具体的な例：▽ 排せつの失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
▽ キス、性器への接触、性的関係を強要する——など

⑤ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

▼ 具体的な例：▽ 日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない
▼ 本人の自宅等を無断で売却する
▼ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する——など

虐待の防止と早期発見のために

高齢者への虐待は、虐待を行っている人に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者本人が家族に遠慮したり、世間体を気にしたりして、虐待の事実がわかりづらいことがあります。また、高齢者虐待防止法では、『虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村の相談窓口に通報しなければならぬ』と定められています。

虐待の背景には、高齢者本人と養護者・家族との人間関係、過重な介護負担、認知症介護の困難、地域社会での家族の孤立などさまざまな問題があり、往々にしてそれらが絡み合っています。1人で悩まず、ご相談ください。

相談や通報をお願いします

町および町地域包括支援センターでは、虐待の通報や相談を受けた場合、高齢者の状況を確認し、さまざまな関係機関と連携して家族や高齢者本人に必要な支援を行います。

● 社会福祉課高齢福祉係 ☎

888-1111 (162)

● 町地域包括支援センター

(町社会福祉協議会内) ☎

887-8124

身近な自然とのふれあい

夏の環境学習

環境政策課 ☎888-1111 (116)

阿見町は、日本第2位の面積を持つ霞ヶ浦湖畔にあり、自然と共存する町づくりを推進しています。

霞ヶ浦や町の豊かな自然とのふれあいを基本に『自然と暮らし』について学習する事業をご紹介します。お子さんの環境教育の一つとして参加してみたいはいかがでしょうか？

『うら谷津』での自然観察会 ～再生した昔の田んぼ～

うら谷津(やつ)とは、上長地内にある自然豊かな里山の名称です。

- ▼日 時:7月26日(日) 午前8時30分～正午
- ▼内 容:植物や野鳥の観察、昆虫の採集などの自然体験
- ▼集合場所:上長911番地付近(申込者には詳細図を送付します)
- ▼行 き 先:うら谷津周辺
- ▼対 象:小学生(3年生以下は保護者の同伴をお願いします)
- ▼募集人数:25人(定員で締切)
- ▼参 加 料:無料
- ▼持 参 品:飲み物・帽子・タオル・筆記用具など
- ▼申込方法:7月17日(金)までに、直接下記に申し込む
- ▼問 合 せ:環境政策課 ☎888-1111 (116)



▲自然豊かな夏のうら谷津

『霞ヶ浦環境科学センター夏まつり 2015』開催

霞ヶ浦水質浄化強調月間【7/20(月)～9/1(木)】のメインイベントとして、『霞ヶ浦環境科学センター夏まつり 2015』が開催されます。「発見!体験!霞ヶ浦」をテーマに、霞ヶ浦や環境問題について楽しく学べるさまざまな催しがあります。詳しくはホームページをご覧ください。

- ▼日 時:8月29日(土) 午前10時～午後3時30分
- ▼内 容:霞ヶ浦クイズラリー、体験学習(おもしろ科学実験教室・メダカ教室など) 他
※内容が変更になる場合もあります
- ▼入 場 料:無料
- ▼ホームページ:<http://www.kasumigaura.pref.ibaraki.jp/>
- ▼問 合 せ:県霞ヶ浦環境科学センター ☎828-0961

『グリーンカーテン講習会』が開催されました



▲苗の育て方の実演

地球温暖化防止に効果のある『緑のカーテン』への取り組みを推進するため、アミエコクラブ主催による『グリーンカーテン講習会』が、5月30日(土)に中央公民館で開催されました。

昨年より多い29人のご応募をいただき、講師の高津勇氏より上手な苗の育て方の説明を受けました。

「これから厳しい暑さのなか、ご家庭においてグリーンカーテンが節電等につながってほしい」というエコクラブ会員の思いとともに、参加者には無料プレゼントの苗をお持ち帰りいただきました。

夏の省エネキャンペーン 9月30日(水)まで

地球温暖化防止のためには、省エネルギー対策によるCO2の排出削減が重要です。

特に夏場は電気使用量が多くなります。日常生活に支障のない範囲で節電に心がけ、省エネ活動にご協力をお願いします。

町民による町民のための地域国際交流の充実を目指して

町国際交流協会

十七年目の歩み

毎日のテレビニュースを見ていますと、地球規模とかグローバルとか、外国に関係したニュースの比率がとて大きくなっています。アメリカやヨーロッパにアジアが加わって、これからの日本を暗示させます。

国際交流協会の役目は『国際社会に生きる人づくり、世界に開かれた町づくりを目指した活動の企画・実施』です。

17年目の活動を振り返りますと、人との交わりの成果が出て、次の年につながっているのがよく判ります。

8月にスーペリア市から市長夫妻を含む12人が来町し、日本文化を堪能して頂きました。ホームステイを引き受けて頂いたホストファミリーの皆さんにはお世話になりました。

1週間の滞在では足りなかったと、ハードながらも密度の濃いおもてなしに満足して帰国されました。

今回はまた違った切り口で町民と触れ合って頂きたいと思っています。

11月には中国柳州市に、中学生・大学生を含む17人が天田町長を団長にして訪問しました。超大型ハウス栽培の展開など土地の自由度を生か

した農業を視察し、さらに中学校や職業訓練学校・老人大学など生活に密着した社会に触れてきました。発展著しい中国の現実を見つめる良い機会となりました。

地域交流では外国の料理や外国人講師からでないと聞けない世界に浸ることができました。

初めてのころみの『世界の屋台パーティー』では、12か国・地域の特色ある料理を紹介しました。中央公民館の大きな集会室を溢れる程の皆さんに楽しんでいただきました。

『韓国料理の実習』とか『タジキスタンの文化』とか、講師の皆さんもしっかりと準備して対応して頂き、心に残るイベントとなりました。

どの行事も参加者が増えておりますが、せっかくの機会ですので、もっと多くの町民の皆さんに、世界の文化等に触れて頂きたいと思っています。

事務局の壁には、参加された皆さんの写真を掲示して、自由に持ち帰って頂くようにします。また日程の決まった行事をお知らせする『イベントニュース』を配布しております。役場2階で皆さんとお会いできるようお願いしております。

姉妹都市米国スーペリア市使節団来町 (7月31日～8月6日)

● 歓迎式



● 初めての座禅



● 神輿でフィーバー



● 小学生を先生にそろばん



● 市長と前年訪問の中学生が再会

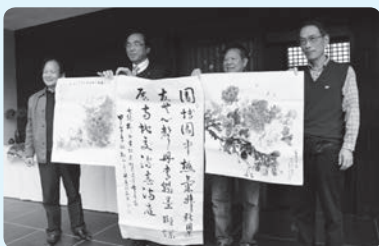


● チキンダンスを一緒に



中国柳州市訪問 (11月16日～23日)

● 茶室で実演



● 農業基地視察



● 中学校での熱烈歓迎



平成 26 年度の活動

- 4.1 から ▶ 外国人のための日本語教室前期開講(火曜・木曜・日曜クラス)
- 4.6 ▶ 花見会
- 4.18 ▶ 理事会
- 4.26 ▶ 総会
- 5.15 から ▶ 英語通訳研修会(4 回)
- 6.28 から ▶ 中国語通訳(4 回)
- 6.28 ▶ ハッピータイム(ウォーキング)
- 6.30 ▶ 協会広報紙「NOW」49 号発行
- 7.31 ～ 8.6 ▶ 米国スーペリア市使節団受け入れ(12 人)
- 10.1 ▶ 外国人のための日本語教室後期開講(火曜・木曜・日曜クラス)
- 10.5 ▶ 外国文化に触れよう(韓国料理)
- 10.22 ▶ 理事会
- 10.26 ▶ さわやかフェア 2014 に参加
- 11.9 ▶ 世界の屋台パーティー
- 11.12 ▶ 留学生支援団体等との懇談・交流会
- 11.16 ～ 23 ▶ 柳州市訪問(17 人)
- 11.30 ▶ 協会広報紙「NOW」50 号発行
- H27.1.10 ▶ ハッピータイム(ウォーキング)
- 2.22 ▶ 世界の文化を知ろう(タジキスタン)
- 3.31 ▶ 協会広報紙「NOW」51 号発行

● 会員募集 ●

対 象 国際交流活動や国際協力に興味・関心がある人なら、どなたでも入会できます。国籍・住所・年齢・性別は問いません
※外国語を話せる必要もありません

会 費 ▼個人・学生会員：一〇 1,000 円(中学生以下 500 円)

▼賛助会員：一〇 10,000 円

申込方法 協会に備え付けの申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込む。申込書は協会ホームページからもダウンロード可

※協会ホームページ：<http://www.town.ami.lg.jp/aiea/>

町内地域交流

- 花見会
(雨上がりの花見)



- まい・あみ・まつり 2014
(国際色豊かな盆踊り)



- まい・あみ・まつり 2014
(全員集合の盆踊りチーム)



- 外国文化に触れよう
(韓国料理チヂミとキンパ)



- さわやかフェア 2014
(完売した大学イモ)



- 中国語通訳の研修
(折り紙で研修中)



- 世界の文化を知ろう
(タジキスタンの詳細な講演)



- ハッピータイム
(ウォーキング)



12 か国・地域の盛大な屋台パーティー



8月から新しくなります

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼自己負担割合の判定

区 分	負担割合	判定基準
現役並み 所得者	3割	本人または同一世帯内の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上である ※文中『現役並み所得者』参照
一般	1割	上記以外

※所得の変更により、負担割合が変わることがあります

被保険者証の更新

後 期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっており、8月から更新となります。また、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証』についても、8月から更新となります。

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は毎年7月31日までとなっております。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。医療機関での自己負担割合には『1割』と『3割』があり、

▼被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成28年 7月31日	
被保険者番号	
住 所	
氏 名	
生年月日	
資格取得年月日	
発 効 期 日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	3:9:0:8:4:4:3:9 茨城県後期高齢者医療広域連合

前年の所得をもとに判定され、毎年8月1日からの1年間の負担割合が決まります。後期高齢者医療保険料の納め忘れがありますと、8月以降の被保険者証の有効期限が短くなることがあります。まだ納付されていない人は、お早めにお納めください。※有効期限を過ぎた古い被保険者証は、国保年金課窓口までご返却いただくか、切り刻むなどして各家庭の責任で処分してください。

▼現役並み所得者（3割負担）…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合は、申請により『一般』の区分となり1割負担となります。※このほか、被保険者が1人で同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人も含めて総収入合計が520万円未満の場合には、申請により『一般』の区分と同様となり、1割負担となります。

▼限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
被保険者番号	
住 所	
氏 名	
生年月日	
発 効 期 日	
有 効 期 限	平成28年 7月31日
適 用 区 分	
長期入院該当年月日	保 険 者 印
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	3:9:0:8:4:4:3:9 茨城県後期高齢者医療広域連合

認定証の更新
世帯全員が住民税非課税の人には、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）』が交付されます。この認定証を医療機関に受診する際に提示すること、医療費が1か月の自己負担限度額（保険診療分）までとなります。また、入院時の食事代が減額されます。なお、申請した月の初日から適用されます。有効期限は毎年7月31日までです。現在認定証をお持ちの人で8月以降も引き続き該当になる人は、申請が不要になり、被保険者証に同封されて郵送されます。新規該当者には申請のお知らせを郵送します。

後期高齢者医療制度の 保険料と納め方



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼保険料と賦課限度額

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(100円未満切捨て)

均等割額: 定額 39,500 円

所得割額: 所得から計算 (総所得金額等※ - 33 万円) × 8.0%

賦課限度額(年額) = 57 万円

(どんなに所得の高い人でも保険料の上限は年額 57 万円です)

※総所得金額等とは、『年金収入－公的年金控除』『給与収入－給与所得控除』『事業収入－必要経費』等で、各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます

▼均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	軽減割合
33 万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下の世帯 ※その他各種所得がない場合	9 割
33 万円を超えない世帯	8.5 割
33 万円 + 「26 万 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	5 割
33 万円 + 「47 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	2 割

※収入が公的年金の人は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が 330 万円以下は 120 万円)を差し引き、65 歳以上の人は、さらに高齢者特別控除(15 万円)を差し引いて判定します

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば、厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

▼受給している年金が年額 18 万円未満の人
▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人
※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

均等割軽減
『世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額』が

所得割軽減
基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の人は、所得割額が 5 割軽減されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった人は該当しません

保険料の軽減措置

後 期高齢者医療制度の保険料は、2 年ごとに見直され、個人ごとに算定して、定額の『均等割』と所得に応じて計算される『所得割』の合計となります。

左表に該当する場合は、保険料の均等割部分が軽減されます。
※軽減判定の注意: 世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額等は軽減判定の対象になります

被扶養であった人の軽減
後期高齢者医療制度の加入日の前日において、被用者保険(全国健康保険協会・旧政府管掌・組合保険・船員保険・共済組合)の被扶養であった人は、均等割額が 9 割軽減され、所得割額の負担はありません。

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、▼特別徴収…年金から引かれる方法 ▼普通徴収: 納付書や口座振替により納める方法 — の 2 通りがあります。

原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。

▼介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の 1 回あたりの合計が、1 回あたりの年金支給額の 2 分の 1 を超える人

▼受給している年金が年額 18 万円未満の人

▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人

※年金支給額とは、受け取り

になっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば、厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります

8月から 更新です

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131~133)

▼国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 平成 年 月 日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	氏名
氏名	生年月日
一部負担金の割合	平成 年 月 日
発効期日	有効期限
保険者番号並びに保険者の名称及び印	080580 茨城県 阿見町

▼国民健康保険限度額適用認定証

国民健康保険限度額適用認定証	
交付年月日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	氏名
氏名	生年月日
発効期日	有効期限
適用区分	適用区分
保険者番号並びに保険者の名称及び印	* * 0 8 0 5 8 0 茨城県稲敷郡 阿見町

▼限度額適用認定証の交付対象者

高額な医療を受ける人	保険証とあわせて医療機関に提示するもの	事前申請
国民健康保険 70歳未満の人	限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証	必要
70歳から74歳の非課税世帯の人	高齢受給者証と限度額適用・標準負担額減額認定証	必要
70歳から74歳の課税世帯の人	高齢受給者証	不要

国 保から交付されている以下の受給者証や認定証は、毎年7月31日までの有効期限となっており、8月から更新となります。

自己負担割合の判定方法

●国民健康保険高齢受給者証

70歳から74歳の国保加入者に交付されるもので、70歳になられた月の翌月（1日生まれの人）は当月）から高齢受給者証を使用します。現在交付されている受給者証の有効期限は7月31日までです。新しい受給者証は7月中旬にお送りします。前年中の所得に応じて自己負担割合が左記のとおり記載されています。

▼2割（特例措置により1割）

…住民税課税所得が145万円未満で、昭和19年4月1日までに生まれた人

▼2割…住民税課税所得が145万円未満で、昭和19年4月2日以降に生まれた人

▼3割…住民税課税所得が145万円以上の人（現役並み所得者）

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割（昭和19年4月1日までに生まれた人は、特例措置により1割）負担となる場合があります。該当する人には通知をお送りします

医療費が高額なときは

●限度額適用認定証

国保加入者が高額な医療を受けた際に、一つの医療機関での1か月の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

▼交付条件…所得申告がされている

※70歳から74歳の住民税課税世帯の人は、「高齢受給者証」を提示することで限度額の適用が受けられますので、申請は不要です。

●標準負担額減額認定証

入院時の食事が軽減される認定証で、住民税非課税世帯が対象となります。

※標準負担額減額認定証が交付されてから90日以上入院して

●認定証の更新について

8月以降の更新および新規交付を希望する人は、8月中に申請してください。（7月から申請できます）

▼必要なもの…申請する人の国保の保険証・印鑑

※別世帯の人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証（運転免許証等）もあわせて持参してください。

いる人は、申請により食事がさらに軽減されます。詳しくはお問い合わせください。



ご利用ください

『免除』・『猶予』制度

第1号被保険者で保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにせず、国保年金課で手続きを。

国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136・137)



経済的な理由等で国民年金保険料 15,590 円／月（平成 27 年度）を納付することが困難な場合には、申請により免除・猶予となる制度があります。申請手続きは、国保年金課またはうずら出張所で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果（承認・却下）をお手元に通知します。平成 27 年度の受付は 7 月 1 日（水）からとなります。

免除等が申請できる期間が拡大されました

平成 26 年 4 月から法律が改正され、申請時点から 2 年 1 か月前までの期間について、さかのぼって免除等を申請できるようになりました。

▼免除等の申請可能期間と前年所得の関係 ※平成 27 年 7 月時点

	免除等の申請が可能期間	審査の対象となる前年所得
平成 24 年度分	平成 25 年 6 月	平成 23 年中所得
平成 25 年度分	平成 25 年 7 月～26 年 6 月	平成 24 年中所得
平成 26 年度分	平成 26 年 7 月～27 年 6 月	平成 25 年中所得
平成 27 年度分※	平成 27 年 7 月～28 年 6 月	平成 26 年中所得

※平成 27 年度分は、平成 27 年 7 月になってから申請ができます。

▼申請時の注意点

▼年度ごとに申請書の提出が必要です

1 枚の申請書で申請できるのは 7 月から翌年 6 月までの 1 年度分です。複数年度の申請を希望される場合は年度ごとの申請書の提出が必要です。

▼過去の所得で審査します

申請する年度に対応する前年所得（上記の表のとおり）に基づき審査を行います。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。

※若年者納付猶予については、世帯主の所得審査はありません

▼すみやかに申請してください

過去分の免除等の申請は、申請が遅れると下記のとおり申請できる期間が短くなります。

平成 27 年 7 月に免除等を申請 → 平成 25 年 6 月まで申請が可能

平成 27 年 8 月に免除等を申請 → 平成 25 年 7 月まで申請が可能

▼免除の割合と納付額（平成 27 年度：月額 15,590 円の場合）

免除の割合	納付額
全額免除	0 円
4 分の 3 免除	3,900 円
半額免除	7,800 円
4 分の 1 免除	11,690 円

※保険料の一部免除の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります

お願い

平成 26 年 4 月から、2 年 1 か月前までの期間について免除等の申請ができるようになりましたが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。免除等の申請は、毎年 7 月～8 月までの間にすみやかに申請していただきますようお願いします。

納付に関するお問い合わせ：土浦年金事務所 ☎ 824-7121

65 歳以上の皆さんへ

介護保険料が 変わりました

普通徴収の人は 7 月に納付書が発送されます

社会福祉課介護保険係 ☎ 888-1111 (164・165)



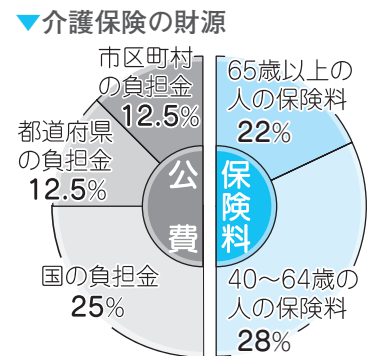
介護保険料の改定（平成 27 ～ 29 年度）

町では介護保険事業を健全に運営するため、3 年ごとに事業計画の見直しを行っています。要介護認定者の増加や介護報酬単価の見直しによる介護サービス費の増加が見込まれます。（図 1・2 参照）

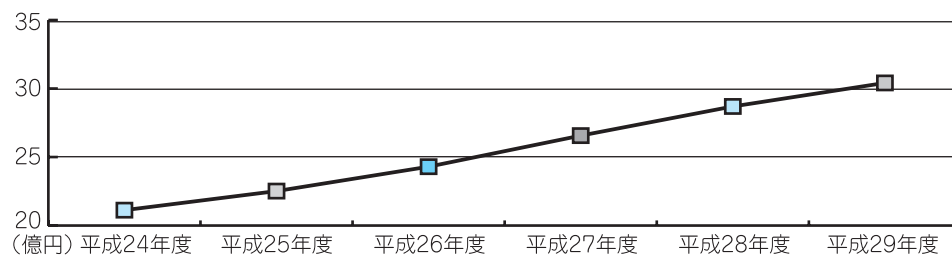
その費用を賄うために新たに保険料を算定しました。保険料は、介護保険を運営するための大切な財源となります。誰もが安心して介護サービスを利用できるよう保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

保険料が介護保険を支えています

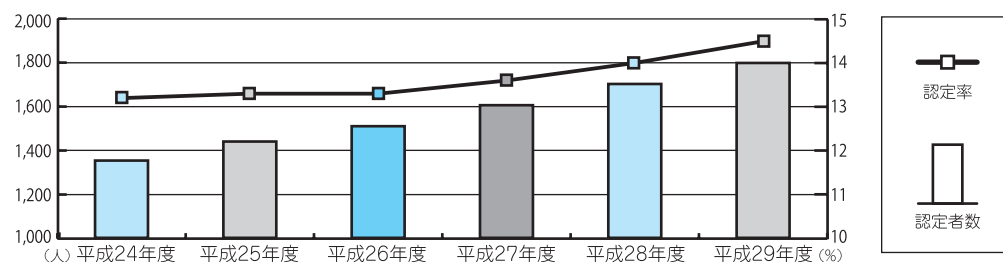
介護保険は公費（税金）と皆さんが納める保険料を財源としています。（右円グラフ参照）



▼図 1: 介護サービス費の推移



▼図 2: 推計認定者数



▼ 65 歳以上の人の保険料

区 分	対 象	年間保険料
第 1 段階	生活保護法の被保護者	28,000 円
	老齢福祉年金受給者（町民税非課税世帯）	
	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	46,800 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	46,800 円
第 4 段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	56,100 円
第 5 段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	62,400 円
第 6 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満	74,800 円
第 7 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満	81,100 円
第 8 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満	93,600 円
第 9 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 290 万円以上	106,000 円

今後国が示す軽減割合に沿って軽減措置を実施していきます

※介護サービス費の合計は、平成 24 年度の約 21 億円から平成 26 年度の約 24 億円と約 3 億円増加しております。今後高齢者が増加するに伴い、介護サービス費の増大や保険料の上昇が懸念されます

※平成 24 年度から平成 26 年度までは、介護事業報告（各年 9 月末）による実績値です。平成 27 年度以降は、推計値になります

介護保険サービスをご利用中の皆さんへ

8月から制度が 変わります



（社会福祉課介護保険係 ☎ 888-1111 (164・165)）

一定以上の所得がある人は利用者負担が2割になります

一定以上の所得【本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者（65歳以上の人）の年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上】がある人がサービスを利用した時は、利用者負担が1割から2割になります。

介護保険負担割合証が発行されます

要支援・要介護の認定を受けた人全員に、利用者負担の割合（1割または2割）が記載された『介護保険負担割合証』が発行されます。

高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えた際に支給される『高額介護サービス費』の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）に『現役並み所得者（同一世帯に課税所得145万円以上の人）がいて、年収が単身383万円以上、夫婦520万円以上』を新設し、上限額を設定します。

支給対象となる人には申請書を郵送します。

平成27年7月までの所得での段階区分		平成27年8月からの所得での段階区分	
利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）	利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
一般	37,200円	現役並み所得者	44,400円
町民税世帯非課税	24,600円	一般	37,200円
▼合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ▼老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）	町民税世帯非課税	24,600円
生活保護の受給者等	15,000円	▼合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ▼老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
		生活保護の受給者等	15,000円

特定入所者介護サービス費等の給付要件が変わります

特定入所者介護サービス費とは、低所得の人が施設を利用した場合に、本来利用者自身が負担すべき居住費（滞在費）・食費の一部を介護保険で給付して負担を軽減するものです。

以下の①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等の給付対象となりません。

- ①町民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が町民税課税者である場合
- ②町民税非課税世帯（世帯分離している配偶者が町民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合

ご存じですか？ 各種支援制度

『障害者福祉サービス』

障害福祉課（総合保健福祉会館内） ☎888-2943

障害者福祉

町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者総合支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人については原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳以下の児童については世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯については18歳以上と同じようになります。各福祉手当は、所得制限があるものもありますので、詳しくは障害福祉課までご相談ください。

■手帳制度

●身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能——に永続する障害のある人を対象に交付されます。

●療育手帳

知的に障害のある人が援護を受けやすくなるために交付されます。

●精神保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやす

くするために交付されます。

■障害者総合支援法

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、身体・知的・精神等の障害のある人のほか、『難病等』が加わり、国の指定する151の難病等の人も対象となります。

●介護給付・訓練等給付

身体・知的・精神等に障害のある人または、難病等（国が指定する151疾患）の人がホームヘルパー派遣等の介護系サービス、就労移行支援などの訓練系サービス、障害者支援施設の通所および入所等のサービスを利用することができます。

サービスを利用するには、障害者支援区分の認定等の

手続きとサービス等利用計画の作成が必要となります（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●補装具の交付・修理

身体障害者手帳の交付を受けている人または難病等（国が指定する151の疾患）の人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。

義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いす——などが対象です（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●自立支援医療

精神通院・精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します

●更生医療・身体障害者手帳

の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象になります）

●育成医療・町在住の18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童に対して、医療保険による自己負担額の一部を助成します

■福祉手当の支給（平成27年4月現在）

在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）。

●特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人にに対し、手当を支給します。月額26620円。

●障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額14480円。

●特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。

1級：月額51100円
2級：月額34030円

●在宅心身障害児福祉手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。月額5000円。

●難病患者福祉手当

県から『指定難病特定医療費受給者証』の交付を受け治療を受けている人に、手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要）。月額3000円。

公共料金の減免

障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

●NHK放送受信料の減免・障害福祉課で証明を受ける必要があります

各種割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人が対象です。

▼タクシー料金の割引：県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります

▼JR運賃・バス運賃・航空運賃の割引：割引の対象には、一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください

▼有料道路料金の割引：身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用する際には、障害福祉課で割引証明を受ける必要があります

町地域生活支援事業

利用にあたっては、障害者手帳を取得しているなど、一定の条件があります。また、

税金の滞納がある人（世帯）は、利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります。

相談支援事業

障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います。

意思疎通支援事業

聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

日常生活用具の給付

日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）。

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します。

地域活動支援センター事業

通所により創作的活動の提供等および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を行います。

訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週2回を限度として入浴車を派遣し、入浴の支援を行います（介護保険制度が優先されます）。

日中一時支援事業

介護者の都合などにより障害者（児）を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時的預かりを行います（利用制限があります）。

生活サポート事業

自立支援給付の支給に該当しない人について、家事などの日常生活支援を行います（利用制限があります）。

自動車運転免許取得費補助事業

身体障害者手帳（1～4級）を交付されている人が、就労を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

自動車改造費補助事業

上肢・下肢・体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人が、就労などに伴い、自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

福祉タクシー利用料金助成事業

身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者でかつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を

助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します。

知的障害者探索支援サービス事業

療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します。

重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業

重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します。

身体障害者健康診査事業

在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患などにより身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。

施設入所・入院中の人、1年以内に同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容：実施予定日などは『広報あみ』でお知らせします（例年2月に実施します）。

精神障害者デイケア事業

回復期にあり病状が安定している精神障害者で主治医の許可を得られる人に、集団生活指導（デイケア）を行っています。毎月第1・3金曜日

の午前9時30分～11時30分まで行っています。

つぼみ教室

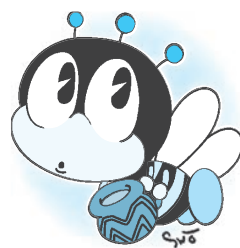
小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者の人への相談・助言などを行います。

対象の人は、親子で通所可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者の人です。毎週月曜日、木曜日の午前10時～正午、総合保健福祉会館で行っています。

視覚障害者卓球教室

スポーツに親しむ機会の少ない在宅の視覚障害者の人たちが、運動を通じて身体の維持増強を図りながら互いの交流を深め、社会参加の促進を図ります。対象の人は、視覚に障害を有する人になります。毎月第2・4月曜日の午前10時～11時30分、総合保健福祉会館で行っています。

ようこそ ふれあい地区館へ



みなさんの参加をお待ちしています！

生涯学習課生涯学習係 ☎888-2526

阿見小学校区ふれあい地区館

- 7月:料理教室<女性・成人>
 - 8月:夏休み創作教室<青少年育成>
 - 9月:給食センター見学<高齢者・青少年育成>
 - 10月:移動学習<高齢者>
 - 11月:秋季ソフトバレーボール大会<体育>ふれあいイベントまつり<全体事業>体力測定<高齢者>移動学習<青少年育成>移動学習<女性・成人・体育>
 - 12月:ふれあいウォーキング<全体事業>
 - 1月:料理教室<青少年育成>
 - 2月:ふれあい演奏会<全体事業>そば打ち教室<女性・成人>
- ※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当 村上 英子

フルモード・フルパワーで1人でも多く参加していただける「ふれあい地区館」に努めてまいります。“楽しい!”“元気!”な活動を皆さんのおそばにお届けいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

実穀小学校区ふれあい地区館

- 7月:映画会<青少年育成>韓国料理教室<女性>グラウンドゴルフ<オレンジクラブ>
 - 8月:輪投げ大会・カラオケ大会<オレンジクラブ>
 - 9月:移動学習<オレンジクラブ>男の料理教室<成人>
 - 10月:体力測定<オレンジクラブ・体育>趣味の教室<女性>移動学習<青少年育成>
 - 11月:ふれあい地区館まつり<全体事業>
 - 12月:料理教室<青少年育成>映画会<女性>輪投げ・カラオケ大会<オレンジクラブ>
 - 1月:映画会<成人>本郷小学校区とのグラウンドゴルフ交流会<オレンジクラブ>
 - 2月:閉級式<オレンジクラブ>
- ※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当 伊藤えり子

一瞬一瞬の出会いも一生に一度です。だから全力で走ります。1人でも多くの笑顔と出会うために!!見かけたら声をかけてください。どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100

吉原小学校区ふれあい地区館

- 7月:自然観察会(神田池)<青少年育成>給食センター見学・グラウンドゴルフ講習会<シニア>
 - 8月:貯金箱作り教室<青少年育成>
 - 9月:草人形作り教室<シニア>
 - 10月:第25回吉原ふれあい広場<全体事業>
 - 12月:第1回グラウンドゴルフ大会<運営委員会>寄せ植え教室<女性>
 - 1月:映画鑑賞会&ビンゴ・輪投げ<青少年育成>
 - 2月:そば打ち教室<成人・体育>
 - 3月:閉級式・お楽しみゲーム大会<シニア>
- ※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当 江口 美清

さまざまな事業を通じまして、地域の皆さまの相互理解を深め、吉原小学校区の皆さまが、楽しみを共有し、より心のふれあいを強め、だれもが住みやすい地域社会づくりを推進します。どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

本郷小学校区ふれあい地区館

- 7月:いきいき健康教室<高齢者>映画会<運営委員会>
 - 8月:夏休み映画会<青少年育成>
 - 9月:三世代交流会<全体事業>
 - 10月:移動学習<高齢者・成人>
 - 11月:ふれあい地区館まつり<全体事業>
 - 12月:寄せ植え教室<成人合同>冬休み映画会<青少年育成>
 - 1月:新春映画会<高齢者>実穀小学校区とのグラウンドゴルフ交流会<高齢者>
 - 2月:おもしろ理科教室<青少年育成>閉級式・輪投げ大会<高齢者>
- ※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当 加藤木 司

本郷小学校区の皆さまとの出会いが、何よりの宝物となりました。3年目も「明るく」「楽しく」「前向き」をモットーに、活力ある「ふれあい地区館」にしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100

■ふれあい地区館の紹介

- ふれあい地区館事業は、平成2年4月に『生涯学習の町AMI』を目指してスタートし、今年度で26年目を迎えました。「いつでも」「どこでも」「だれでも」を合い言葉に各行政区の集会施設等に出向き、地域の要望に沿った事業を展開する“届ける生涯学習”を中心に、町民ひとりひとりが身近で気軽に学習できるようにすることを、ねらいとしています

■ふれあい地区館全体での合同事業

- ふれあいスポーツ交流会11月22日(日)

町民体育館を会場に、ソフトバレーボールと輪投げの2競技で8地区館の交流戦を行います。

※各地区館事業の詳細は、各ふれあい地区館事務局または生涯学習課(☎888-2526)までお問い合わせください

君原小学校区ふれあい地区館

- 7月:夏休みふれあい映画会<運営委員会>
 - 8月:流しソーメン<ふれあい交流部会>
健康講座とメグミルク工場見学<運営委員会>
 - 9月:世代交流ニュースポーツ大会<スポーツいきいき>
 - 10月:ふれあい地区館まつり<全体事業>
 - 11月:パリスター・パティシエ・料理教室<運営委員会>
 - 12月:三世代交流<高齢者・ふれあい交流>
クリスマスケーキ作り・フラワーアレンジメント<文化学習>
 - 1月:故郷探訪(大形地区)・健康体操<運営委員会>
 - 2月:移動教室<文化学習>
 - 3月:閉級式・お楽しみ会<高齢者>
- ※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当 藤樫 純子

皆さまとともに、まかせて頂いた「生涯学習」の種がグングン育ち、やがて大きなふれあいの花が咲きますようにと願いつつ…本年度も皆さまのお膝元へ、さまざまな事業をお届けに参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

- 問い合わせ 君原公民館☎889-1363

舟島小学校区ふれあい地区館

- 7月:三世代交流会<みどりクラブ・青少年育成>
健康体操<女性>
 - 8月:趣味講座<女性>認知症予防講座<みどりクラブ>映画会・自然観察会<青少年育成>
 - 9月:救命救急講座<成人・体育>
給食センター見学<青少年育成>
 - 10月:ソフトバレーボール・輪投げ大会<成人・体育>
映画会<みどりクラブ>
 - 11月:ふれあい地区館まつり<全体事業>
 - 12月:おもしろ理科教室<青少年育成>
料理教室<女性>
 - 1月:新春交流会<みどりクラブ>
- ※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当 柳生 昌宏

昨年に引き続き「届ける生涯学習」をより充実したものにし、皆さまに楽しんで参加していただけるように努力していきます。「行こうよ! 楽しもうよ! ふれあいの輪を広げよう!」をスローガンにがんばります。

- 問い合わせ 舟島ふれあいセンター☎840-2761

第一小学校区ふれあい地区館

- 7月:ショートテニス講習会<成人>
体力測定<高齢者>移動学習<高齢者>
手芸教室・移動学習<女性>
 - 8月:自然観察会(霞ヶ浦湖畔)<青少年育成>
 - 9月:議会傍聴<高齢者>
 - 10月:ふれあい地区館まつり・輪投げ大会<全体事業>
 - 11月:ふれあいかくし芸大会<高齢者>
 - 12月:押し絵教室<女性>
子ども料理教室<青少年育成>
 - 1月:健康づくりハイキング<成人・体育>
子ども映画会<青少年育成>
 - 3月:閉級式<高齢者>閉級式<女性>
- ※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当 木村 茂

地区の要望に沿った事業「お届け学習」を中心に、地域の皆さまに楽しんで参加していただけるようなふれあい地区館にしていきたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

- 問い合わせ かすみ公民館☎888-8111

第二小学校区ふれあい地区館

- 7月:体力測定<体育・成人>
移動学習<成人>
 - 8月:健康体操<高齢者>移動学習<青少年育成>
 - 9月:移動学習<高齢者>
 - 10月:ふれあいイベントまつり<全体事業>
 - 11月:親子映画会<青少年育成>
フラワーアレンジメント<女性>
 - 12月:しめ縄づくり<成人>
 - 1月:お楽しみ会<高齢者>移動学習<体育>
 - 2月:閉級式<高齢者>味噌づくり教室<女性>
 - 3月:親子バトミントン教室<青少年育成>
- ※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当 中島 恵子

第二小学校区の皆さまとの交流が充実するよう、地域のニーズに沿った「お届け学習」を中心に、ふれあい地区館活動を盛り上げていきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

- 問い合わせ かすみ公民館☎888-8111

農業者の皆さんにお知らせ！

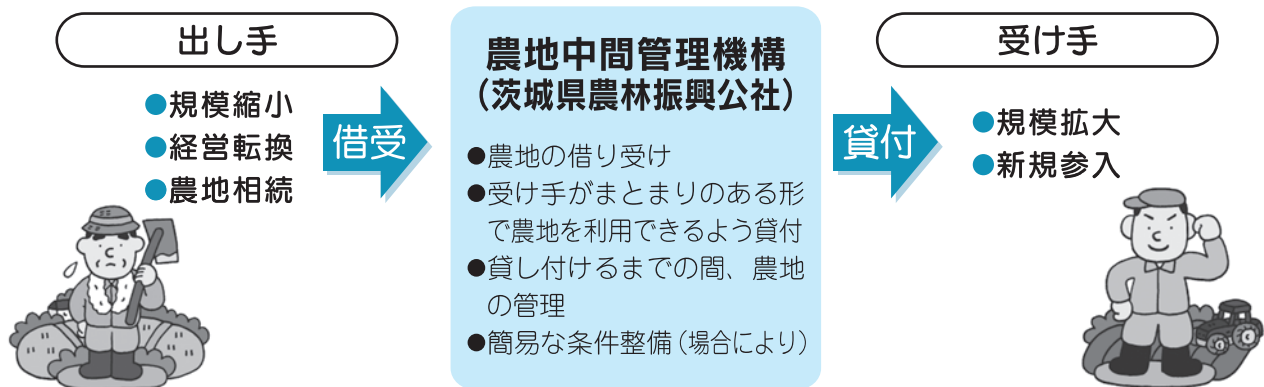
農地中間管理事業

農業委員会事務局 ☎888-1111 (184・185)

農地中間管理機構のしくみ

農地中間管理事業とは、経営規模を縮小する『出し手農家』から農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）が農地を借り入れ、公募に応募した規模拡大する『受け手農家』に、まとまった農地を貸し付けるものです。

県では、公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。



農地の出し手に対する支援

農地中間管理機構を活用することにより、農地の出し手に対して機構集積協力金が交付される場合があります。機構集積協力金には次の3つがあります。

地域集積協力金	経営転換協力金	耕作者集積協力金
地域内農地の一定割合以上が機構に貸し付けられた場合、貸付面積の割合に応じて、その地域に協力金を交付します。	経営転換やリタイヤする農業者、農地の相続人が全自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ機構から受け手に貸し付けされた場合に交付します。	機構が借り受け若しくは所有している農地等に隣接する農地を機構に貸し付け、かつ機構から受け手に貸し付けされた場合に、所有者または耕作者等に対し協力金を交付します。
交付単価 (平成 27 年度までの単価)	交付単価	交付単価 (平成 27 年度までの単価)
▼ 2 割超 5 割以下 2 万円 / 10a	▼ 0.5ha 以下 30 万円 / 戸	▼ 2 万円 / 10a
▼ 5 割超 8 割以下 2.8 万円 / 10a	▼ 0.5ha 超 2.0ha 以下 50 万円 / 戸	
▼ 8 割超 3.6 万円 / 10a	▼ 2.0ha 超 70 万円 / 戸	

機構へ農地を貸したい人・借りたい人

農地を機構に貸したい人・借りたい人は随時受付をしております。詳細については下記までお問い合わせください。

●問い合わせ 茨城県農林振興公社 農地グループ ☎029-239-7131

※農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定（農地の貸し借り）に対する『町農地流動化促進費補助金』は、平成 28 年 3 月 31 日(木)をもって廃止となります

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

なつやすみミニイベント『予科練こども会』の開催

夏休みに入った小学生や未就学児童を対象にしたイベントを開催します。

参加無料ですので、お気軽に遊びに来てください。遊びにきたついでに予科練平和記念館で勉強をしていけば、自由研究の宿題も片付くかもしれません。

- ▼日時:7月25日(土) 午前10時～午後4時
- ▼場所:予科練平和記念館内ラウンジ・エントランス前
- ▼内容:▼屋外:ミニSL(常時開催) ▼屋内:バルーンアート・的当て・パチンコ(常時開催)。腹話術・マジックは、①午前11時～11時15分 ②午後1時～1時15分 ③午後3時～3時15分に開催予定
- ▼その他:事前申込不要。当日直接お越しください



▲バルーンアートの様子



▲おもちゃ病院の様子

●『おもちゃの病院』を同日開催します

壊れたおもちゃをご持参いただければ『おもちゃドクター』が直します。

おもちゃの診察は原則無料ですが、部品代・材料代等の実費をいただく場合があります。修理できるおもちゃの種類など、詳しくは予科練平和記念館にお問い合わせください。

- ▼受付時間:午前10時～午後4時 ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼その他:事前申込不要。当日直接お越しください

文集『(仮称)戦後70周年に思う事』の原稿を募集

予科練平和記念館では、戦後70周年にあたり、町民の皆さまからの原稿を募集しています。

戦争を回顧し、平和への願いを綴った原稿を募り、文集として編さんして後世に残すものです。「戦争体験者」「陸海軍関係者」「ご遺族」など、町民の皆さまからのご投稿をお待ちしております。

お預かりした原稿は、平成28年3月に編集製本します。

- ▼原稿枚数:400字詰め原稿用紙4～10枚程度(増減可)。写真添付可
- ▼提出期間:10月31日(土)まで
- ▼提出方法:郵送または直接窓口へ提出
- ▼その他:詳細は下記にお問い合わせください
- ▼問合せ:予科練平和記念館 ☎891-3344 (月曜日を除く午前9時～午後5時)

◎学芸員のつぶやき

7月ともなると夏も本番です。現在はあまり見かけませんが、戦前は夏にもなれば霞ヶ浦で海水浴ならぬ湖水浴が日常的に行われていました。もちろん予科練生も霞ヶ浦やプールで水泳訓練を行っています。予科練生の手記を読むと「初級」「中級」「上級」に区別されて水泳訓練が行われたようです。まったく泳げない「初級」の人は赤い帽子をかぶらされ、なんとかひと夏で泳げるように厳しく訓練されました。7月～8月には水泳競技会が開催され、水泳の他にも水上騎馬戦、飛び込みなどいろいろな競技が行われており、赤帽の人の苦労は余程のことだったと思われます。

ただ海軍も無暗に厳しかった訳ではありません。事故には気を付けていたようで、昭和19年の三重にあった予科練教育部隊では水泳訓練前の「医者による診断」「体調管理」「準備運動の徹底」などの注意事項に関する指令達が出されています。皆さまも泳ぐ際には、事前の準備を怠らぬようお気を付けください。

阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

『町民活動センター』は、町民の皆さんの社会貢献活動、いわゆる『市民活動』を支援しながら、市民活動団体と個人のボランティアをつなぐお手伝いをしています。市民活動団体の自主的な運営をサポートするほか、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携しやすい環境をつくり、協働によるまちづくりを推進しています。

「阿見町文化財調査研究会(民話班)」

当会は、町文化財調査研究会の一調査班として平成4年頃に発足しました。町教育委員会の文化財保護審議会委員の手助けをする組織として編成され、民話班の他に樹木班・古文書班・石造物班・建造物班などがあります。その中でも民話班は、次の世代に伝えたい町内外に関わる話題や伝説、昔話などを含む民話を収集・記録し、町民の皆さまに読んでいただくことを目的に活動しており、毎年秋の町文化財展に出展しています。

町内に伝わる温かい人情の中で生まれてきた祭事にまつわる話、それぞれの地区にひっそりと語り継がれた物語など、多くの昔話を収めた『阿見の昔ばなし』、海軍に関わる歴史的な話や民俗的な話などを約120話収めた『爺さんの立ち話』は、大変好評をいただき、町内の図書館・各ふれあいセンター・各公民館等に展示してあります。

町の文化遺産継承のため、今後とも皆さまのご協力を賜りたいと願っておりますので、私たちの活動に関心のある皆さまのご入会をお待ちしております。



▲民話班で調査・収集・記録をしている赤堀さん

問 合 せ 『阿見町文化財調査研究会(民話班)』 代表 八木 ☎887-1745 赤堀 ☎887-3869

■活動報告コーナー

●いぶきの丘阿見東フェスティバルに市民活動団体が参加しました



▲フェスティバル内で行われた体験会

4月29日(水)に阿見吉原地区の『ふれあいの杜公園』で行われた『いぶきの丘阿見東フェスティバル』にて、NPO法人『AMI&YOU』と県立医療大学ボランティア『BORA ぼらんていあ』が、ゴム鉄砲作り・巨大シャボン玉・折り紙などの体験教室を開き、子どもたちを始めとする多くの皆さまに楽しんでいただきました。

NPO法人『AMI&YOU』は、『BORA ぼらんていあ』の協力を得て、子どもたちに「ものを作る楽しさを伝えたい」と公民館等で活動しています。

活動に興味がある人など参加希望の皆さまは、ぜひ下記にご連絡ください。

問 合 せ NPO法人『AMI&YOU』 理事長 下仲 ☎887-5228 事務局長 大津 ☎887-1765

町男女共同参画センターを ご利用ください



町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

町男女共同参画センター

町男女共同参画センターは、職場・地域・家庭などのあらゆる場で、男女が平等に社会参画し、いきいきと安心して暮らしていけるための学習・活動・交流の場として、男女を問わずご利用できる施設です。

概要

- ▼所在: 阿見町中央 1-4-8 神林ビル 201 号室
- ▼電話・ファクシミリ: 896-3181
- ▼開所時間: 午前 9 時～午後 5 時 月～金曜日
※土・日・祝祭日は休み
- ▼その他: 会議スペース定員 18 人
※個人でも団体でもお気軽にご利用ください

業務内容

- ▼男女共同参画についての情報の収集と提供
- ▼女性の自立のための学習や研修の場の提供
- ▼男女共同参画の交流促進と市民活動の支援
- ▼男女共同参画等についての相談業務



▲センターの外観



▲センター内の様子

出前講座を実施しています

男女共同参画社会推進会議の検討部会では、男女共同参画社会の形成の促進に関する諸問題について出前講座を実施しています。講座は、女性の視点からわかりやすくまとめた内容となっており、行政区・各種団体・サークル単位でもご利用いただけます。

▼申込方法

町民活動推進課男女共同参画室へ直接お電話で申し込みください。

▼講座内容

- ①地域防災について ②DV・虐待・子育てについて ③男女共同参画社会について ④老い支度(エンディングノート内容・書き方)・孫育てについて
※講座は内容・時間等ご希望に応じ対応致しますので、ご相談ください。



▲出前講座『地域防災』の様子

町防災行政無線の午後 5 時のミュージックチャイム『やさしい町で』

町防災行政無線が午後 5 時に放送しているミュージックチャイムは、町男女共同参画推進歌『やさしい町で』の一部です。

●町男女共同参画推進歌『やさしい町で』 ▼作詞: 石井早苗さん ▼作曲: 西川幸子さん

〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ

家の耐震等が心配という方には、当社のホームヘルプ耐震診断士が無料でアドバイスをさせていただきます。

土台と梁、桁、柱を優れた構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

建築業知事免許(般-24) 第22375号 【本 社】阿見町実穀 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

省エネ住宅ポイントで お得にリフォーム!!

省エネ住宅ポイントは、1戸あたり最大 **300,000 円** が上限です。

※省エネ改修工事は+150,000 円以内

お見積りにご相談下さい!!

茨城県知事免許(4) 第5548号
(有)美都ツ和 阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200

今がチャンス! LIXILリフォームショップ

省エネ住宅ポイントで お得にリフォーム!!

省エネ住宅ポイントは、1戸あたり最大 **300,000 円** が上限です。

お見積りにご相談下さい!!

国民健康保険税・町税等の納付について

収納課 ☎888-1111 (146・148)

国民健康保険税の全納用納付書が追加されます

平成 27 年度から国民健康保険税の納付書に全納用の納付書が追加されます（前納報奨金はつきません）。

全納を希望される場合は全納用納付書、期別ごとに納付される場合は期別用納付書をお使いいただき、納期限までに納付してください。

●納付の際の注意点

- ▼二重納付を防止・期別の順番を間違えないために、税目や期別を再度ご確認ください
- ▼コンビニエンスストアで納付する場合は、内容を確認しませんので二重納付には特にご注意ください
- ▼コンビニエンスストアは、**納期限が過ぎた納付書や納付書 1 枚の金額が 30 万円以上**の場合は納付できません ※『納付書裏面に記載されている納付場所』での納付をお願いします

なお、平成 27 年度の口座振替につきましては、期別毎に振替します。

平成 28 年度から全納を受け付けますので、ご希望の人は下記までお問い合わせください。

●問い合わせ 役場 ☎888-1111 ▼収納課 (146・148) ▼国保年金課 (131・132)

町税等の納付催告書を送付しています！

町では例年 7 月・12 月の年 2 回、町税等に未納のある人に対して『納付催告書』を送付しています。

『納付催告書』が届いた場合は、記載のある町税等が未納となっていますので、『納付催告書』に記載された指定期限までに納付してください。

指定期限までに納付・連絡がない場合、税負担の公平性を保つために滞納処分を行う場合があります。

指定期限までの納付が難しい場合は、納税相談を随時受け付けていますので、電話連絡のうえ収納課までお越しください。

なお、催告書が到達する前に納付済みの場合は行き違いですのでご容赦ください。

〈広告欄〉

サマージャンボ

サマージャンボミニ
7000万

1等7,000万円×110本
発売総額330億円
11ユニットの場合

7月8日(水)
同時発売

★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

発売期間 / 7月8日(水)～31日(金)まで
抽せん日 / 8月11日(火)

7ーちゃん

7億円

1等・前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円

各1枚 300円

宝くじに関するお問合せ / 03-3535-9033[みずほ銀行]

公益財団法人 茨城県市町村振興協会

まちの できごと

元統計調査員小島一夫さん 藍綬褒章受章

5月18日、元町統計調査員である小島一夫さんが、平成27年春の褒章において藍綬褒章を受章され、町長への報告のため来庁されました。

小島さんは、昭和45年から平成22年まで40年間に渡り、国勢調査9回・工業統計調査13回など合計64回の統計調査で調査員として活躍されました。おめでとうございます。



春の交通安全キャンペーン実施

5月12日、春の交通安全キャンペーンが実施されました。当日は、牛久地区交通安全協会阿見支部、阿見交通安全母の会等、各種団体の皆さんに加え、霞ヶ浦高等学校から学生約20人が参加し、通行人や運転手へ交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼び掛けました。町では、今後も各種団体と連携し、交通安全啓発活動を推進していきます。



日本釣具用品工業会 舟溜まり水中清掃実施

5月11・15日、一般社団法人日本釣具用品工業会が、大室および島津にある舟溜まりの水中清掃のボランティアを実施しました。当日はスキューバ潜水士4人が水中清掃を行い、補助員5人が舟溜まり周辺のゴミ回収も行いました。今回の水中清掃は、昨年に引き続き2回目の実施となります。ありがとうございました。



雪印メグミルク阿見工場 一般向け見学開始

5月27日、雪印メグミルク阿見工場が6月から一般向けの工場見学を開始することに伴い、天田町長が阿見東部工業団地内の同工場を視察しました。

同工場は、国内最大級の乳製品生産工場として、平成26年11月から本格稼働しています。無料の工場見学は7日前までに電話予約（同工場 ☎ 829-15236）が必要で、平日の午前10時と午後2時の1日2回実施されています。町では、今後、工場見学を町の産業観光の拠点として、観光・教育等の振興を図ると共に地域の活性化につなげてまいります。



〈広告欄〉

平成27年4月新コース制スタート

＜オープンスクール＞ 7月26日(日) 8月 1日(土)
8:30AMより本校にて 8月 2日(日) 8月27日(木)

※8月27日は部活動体験会 8:30AM～

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

輝く笑顔は充実の証

＜オープンスクール＞ 9:00AMより本校にて
6月13日(土)・7月11日(土)・8月8日(土)

※本校ホームページ・電話・FAXよりお申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

お知らせ

Information

●環境政策課から

●家庭で育てた『緑のカーテンコンテスト』参加者募集

二酸化炭素排出削減による地球温暖化防止に効果のある「緑のカーテン」への取り組みを推進するため、環境政策課とアミエコクラブの共催による『緑のカーテンコンテスト』を実施します。優秀な応募作品（写真）には、この事業に後援をいただいた阿見町商工会と木村塾から賞品が贈呈されます。ぜひ、ご応募ください。

▼対象 町内に居住している世帯が育てた『緑のカーテン』であること

▼応募期間 8月24日（月）～9月11日（金）まで

▼応募方法 応募は指定の用紙を使用して、写真2枚を貼付のうえ、ご応募ください。

▼応募用紙は、環境政策課・各公民館・各ふれあいセンターにて配布▼応募等の詳細は、広報あみ8月号通常版にてお知らせいたします

▼その他 応募作品は10月頃、各公民館等のロビーに展示

●動物の遺棄（捨てること）は犯罪です

毎年、子猫をダンボール等に入れて放置されるケースが発生しています。動物を捨てることは犯罪です。絶対にやめましょう。

ペットを飼うときは、終生飼養に努めやむを得ず飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探すよう努めましょう。また、みだりに繁殖することを防止するため、必要な措置を講じましょう。町では、動物の遺棄事件を発見した場合は、警察に連絡し厳正に対処します。

●不妊去勢手術費用の補助金交付

飼養する犬および猫の不妊去勢手術費用に対して補助金を交付しています。なお、補助金の申請方法等、詳しいことは左記までお問い合わせください。

●飼い主はマナーを守りましょう

飼われている猫がよその家の庭でフンをしたり、犬を散歩させている人がフンを片付けていないなど、ペットのフン害が発生しています。ペットのフンの始末は飼い主の義務です。周辺の生活環境に配慮した飼い方を心がけてください。また、犬は一生に一回の登録と鑑札をつけておくこと、狂犬病予防接種を毎年受け注射済票を付けることが義務付けられています。

を心がけてください。また、犬は一生に一回の登録と鑑札をつけておくこと、狂犬病予防接種を毎年受け注射済票を付けることが義務付けられています。

●問合せ 環境政策課 ☎ 888-1111（117）

●ストップ！『マタハラ』

妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇・雇止め・降格などの不利益な取り扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」・「マタハラ」）は、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法で禁止されています。

左記で相談内容に応じた解決策のアドバイスを実施（無料）しています。

▼問合せ 茨城労働局雇用均等室 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く ☎ 029-224-6288

阿見町囲碁同好会から

●『夏季囲碁大会』参加者募集

▼期日 7月19日（日）

▼時間 受付：午前9時から対局：9時30分から

▼場所 中央公民館2階和室他

▼参加料 一般：500円

▼高校生以下：無料 ※昼食・飲み物は各自持参ください

▼その他 事前申込不要（当日

直接ご来場ください）

▼問合せ 阿見町囲碁同好会 田中 ☎ 841-2270

●熱中症にご注意ください

熱中症の発生は7～8月がピークです。室内で何もしてないときでも発症するので注意が必要です。場合によっては死亡することもありますので、正しい知識を身につけて予防しましょう。

●熱中症の対策

▼水分・塩分補給 のどの乾きを感じなくても、こまめな水分・塩分の補給をする

▼熱中症になりにくい室内環境 扇風機・エアコンの利用、室温の上がりにくい環境づくり（すだれ・遮光カーテン）

▼体調にあわせた対策 通気性のよい吸湿・速乾の衣服着用の利用、暑い日や暑い時間帯はできるだけ外出を避ける

▼もし、熱中症が疑われる人を見かけたら 涼しい場所へ避難させ、衣服を脱がせて体を冷やし、水分・塩分を補給させましょう。自力で水が飲めない・意識が無い場合などはすぐに救急車を呼びましょう。

●問合せ 県保健予防課健康危機管理対策室 ☎ 029-1301-3219

〈広告欄〉

想いの数だけ「ありがとう」がある。

サタダ館のお中元

全国宅配無料

送料無料価格は、品質内容を十分吟味したシャディが自信を持ってオススメする価格です。

最大 30%OFF!

メーカー・シャディ希望小売価格より

※カタログご希望の方、ご一報下さい。お届けいたします。

家具の店 精理

稲敷郡阿見町若栗 1766-3

（サタダ館阿見中央店併設）

TEL 029-840-2438

FAX 029-887-3422

■営業時間：AM10:00～PM6:00

■定休日：水曜日

音楽で元気にするまちづくり事業

●「サマージャズコンサート」開催

気軽にジャズを楽しみませんか？ 迫力のある生演奏をお楽しみください。

▼日時 7月26日(日)午後2時

開演(開場:午後1時30分)

▼場所 本郷ふれあいセンター

▼出演者 エヘラバンド・山田幸美

▼入場料 無料

▼その他 事前申込不要。当日直接お越しください

▼問合せ 本郷ふれあいセンター

☎830-5100

夏休み学習コーナーの開設

夏休み期間中、小・中・高校生の学習の場として、各公民館等ロビーの一部を左記のとおり開放します。どうぞ、ご利用ください。

▼期日 7月18日(土)～8月30日(日)

▼時間 午前9時～午後7時

※小学生は午後5時まで

▼実施する施設 ▼君原公民館

▼かすみ公民館 ▼本郷ふれあいセンター ▼舟島ふれあいセンター

1 ※中央公民館は耐震工事のため今年度は実施しません

▼その他 毎週月曜日と7月21日(火)は休館

▼問合せ 生涯学習課(中央公民館内)

☎888-12526

町国際交流協会から

友好都市である中国柳州市から文化友好訪問団が、7月31日(金)～4日(火)の日程で来町することに伴い、ホストファミリーの募集および中国伝統文化の実演や交流会を実施します。

1 中国柳州市文化友好訪問団のホストファミリー募集

▼期間 7月31日(金)夕方～8月4日(火)朝までの4泊5日

▼内容 ご家庭での宿泊・食事、滞在期間中のイベント会場への送迎など

▼ホームステイ予定者

▼水墨画家・男性1人

▼古琴演奏者・男性3人・女性3人

▼中学校音楽教諭・女性1人

▼中学生・男性2人・女性1人

▼通訳・男性1人・女性1人

▼中国柳州市友好協会役員・女性2人(内通訳1人)

▼その他 ▼興味のある人には事務局よりご説明いたします

▼ホストファミリーには事前説明会を開催します ▼一部費用補助あり ▼通訳手配をご希望の場合はご相談ください

2 中国古琴と日本琴の共演

▼期日 8月1日(土)

▼時間 午前10時～正午

▼場所 かすみ公民館

▼参加料 無料

▼その他 水墨画家の実演・作品展示も同時に開催します

3 中国柳州市文化友好使節団との町民交流会開催

▼期日 8月3日(月)

▼時間 午後6時～8時

▼場所 茨城大学農学部『こぶし会館』

▼参加料 ▼大人2000円

▼高校生・大学生1000円

▼中学生以下無料

▼申込方法 1 7月10日(金)まで

2 7月28日(火)までに電話または直接左記に申し込む

▼問合せ 町国際交流協会事務局

☎888-1111(292)

※火・金曜日の午前10時～午後4時

町シルバー人材センターから

●入会説明会開催 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)

▼期日 7月7日(火)

▼時間 午前10時～正午

▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)

●『マイホームのミニ営繕』引き受けます 軽易な大工仕事、ふすま・網戸の張り替え、庭木のせん定、草刈りなど

▼問合せ (公社)町シルバー人材センター

☎888-12036

自衛官募集

●自衛官候補生

▼受験資格 採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の人

▼受付期間 ▼男子・年間を通じて受付 ▼女子・8月1日(土)～9月8日(火)

▼試験期日 ▼男子・受付時にお知らせします ▼女子・9月25日(金)～29日(火)までのうち指定する1日

●一般曹候補生

▼受験資格 平成28年4月1日現在で18歳以上27歳未満の人

▼受付期間 8月1日(土)～9月8日(火) ※必着

▼試験期日 ▼1次・9月18日(金)・19日(土)のうち指定する1日 ▼2次・10月8日(木)～14日(水)までのうち指定する1日

●航空学生

▼受験資格 平成28年4月1日現在で高卒(見込含)21歳未満の人

▼受付期間 8月1日(土)～9月8日(火) ※必着

▼試験期日 ▼1次・9月18日(金)・19日(土)のうち指定する1日 ▼2次・10月8日(木)～14日(水)までのうち指定する1日

●自衛官候補生

▼受験資格 採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の人

▼受付期間 ▼男子・年間を通じて受付 ▼女子・8月1日(土)～9月8日(火)

▼試験期日 ▼男子・受付時にお知らせします ▼女子・9月25日(金)～29日(火)までのうち指定する1日

●一般曹候補生

▼受験資格 平成28年4月1日現在で18歳以上27歳未満の人

▼受付期間 8月1日(土)～9月8日(火) ※必着

▼試験期日 ▼1次・9月18日(金)・19日(土)のうち指定する1日 ▼2次・10月8日(木)～14日(水)までのうち指定する1日

●自衛官候補生

▼受験資格 採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の人

▼受付期間 ▼男子・年間を通じて受付 ▼女子・8月1日(土)～9月8日(火)

▼試験期日 ▼男子・受付時にお知らせします ▼女子・9月25日(金)～29日(火)までのうち指定する1日

●自衛官候補生

▼受験資格 採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の人

▼受付期間 ▼男子・年間を通じて受付 ▼女子・8月1日(土)～9月8日(火)

▼試験期日 ▼男子・受付時にお知らせします ▼女子・9月25日(金)～29日(火)までのうち指定する1日

●自衛官候補生

▼受験資格 採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の人

▼受付期間 ▼男子・年間を通じて受付 ▼女子・8月1日(土)～9月8日(火)

▼試験期日 ▼男子・受付時にお知らせします ▼女子・9月25日(金)～29日(火)までのうち指定する1日

●自衛官候補生

▼受験資格 採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の人

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

相続(登記・遺言・相続放棄)・不動産登記(抵当権抹消・贈与)・債務整理

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室
あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟等代理関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.qaz.ne.jp
(平日AM9:00～PM6:00)
* 上記以外の時間帯・土日祝日も対応致します。
・面談には事前の予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記 QR コ
ードを読み取り、専用サイトにア
クセスして登録してください。

▲QRコード

●定例相談●

人権相談／行政相談

日 時 7月9日(木) 午前10時～午後3時
場 所 総合保健福祉会館2階大会議室A
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心
配ごと相談にて要予約)
場 所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4
時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

障害福祉課
☎ 888-2943

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 887-2600

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医
・定例相談等のテレホンサ
ービス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 48,027人 (－ 16) ▽6月1日現在
- 男 性 23,823人 (－ 12) ▽常住人口ベース
- 女 性 24,204人 (－ 4) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,085世帯 (＋ 6) ▽情報政策課調べ

7月の納税等

固定資産税(2期)
国民健康保険税(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)
納期限 7月31日(金)

8月の納税等

町・県民税(2期)
国民健康保険税(2期)
後期高齢者医療保険料(2期)
介護保険料(3期)
納期限 8月31日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 5月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	101件(494)
出場件数 165件(797)	交通事故	23件(111)
	一般負傷	20件(107)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	21件(85)
	合 計	165件(797)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。
下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階北側玄関、仮設庁舎1階、役場2階秘
書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンタ
ー』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれ
あいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央・阿見原・青宿・実穀・君原の
各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行
阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城
県信用組合阿見支店